

位置で行う。

- ・「分かれ」は主審の裁量で判断し宣告する。
- ・完全に剣先が触れない位置まで分かれさせる。

②「分かれ」を宣告する機会（時期）

- ・「ただちに『分かれ』を宣告する」とは特に秒数は設けていない。
- ・機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり、「分かれ」を多発することになる。
- ・試合者は鏝競り合いになった瞬間、技が出ない場合は積極的に分かれる努力をすることが重要である。
- ・打突動作から鏝競り合いになり「縁が切れ」、分かれな場合は直ちに「分かれ」を宣告する。（主審の裁量）
- ・相互に分かれようとしている途中の打突は有効打突とはしない。場合によっては合議の上、反則を適用する。特に一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと思せかけて打突する場合等
(色々な状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
- ・どちらか一方が分かれようとしなない、或いは分かれようとしている相手に接近していく行為が見られた場合は合議の上、反則を適用する。（主審の裁量）
- ・意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為